

奈良県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	大谷 信雄	生駒郡三郷町勢野東三丁目九―一〇
〃	岡島 三千男	勢野西二丁目六―二七
〃	吉岡 裕之	〃 三丁目六―六
〃	瓜生 昇	勢野東三丁目八―三
〃	梅本 健	〃 二丁目一―一六
〃	辰巳 京也	〃 六丁目二―一三
〃	安井 義昌	勢野西二丁目三―二
〃	岡田 和久	勢野東二丁目七―三三
監事	井上 幸司	勢野西二丁目三―四四
〃	大東 善美	勢野東四丁目六―一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二丁目六―二七
〃	吉岡 裕之	〃 三丁目六―六
〃	森田 昭男	勢野東三丁目一〇―一三
〃	森田 誠一	〃 四丁目二―一五
〃	梅本 健	〃 二丁目一―一六
〃	辰巳 京也	〃 六丁目二―一三
〃	寺田 義一	勢野西二丁目一―二二
〃	岡田 和久	勢野東二丁目七―三三
監事	井上 幸司	勢野西二丁目三―四四
〃	大東 善美	勢野東四丁目六―一六